

仕分け結果に対する町の方針

事業名	はり・灸・マッサージ治療扶助事業	第1班
		第9事業

仕分け結果	仕分け人チーム	結果	不要	【主なコメント】 ●目的に妥当性なし。 ●厳しい財政の中で、この補助は適当でない。 ●在宅介護者には、別の形の支援を考えていただきたい。 ●高齢者の健康増進施策としては、もっと効果的な方法を取り入れるべき。 ●支援対象が、「はり、灸、マッサージ」に限定することが疑問。高齢者の健康維持・増進を図るためには、このほかに、体操教室、ヨガ、プール、気功等多くあるはず。選択肢が少ない。利用率も7.67%(10.6%×72.4%)であり、公平性に欠け、必要ない。 ●在宅介護者へのマッサージ券は不要。確かに在宅介護は施設介護より町の負担は大きく減る。それならば、在宅介護者への支援はもっと大きくて良い。例えば、1泊ショートステイ券の発行等を考えては。
		不要	5	
		民間	0	
		国・県・広域	0	
		寒川町 (要改善)	0	
		寒川町 (現行どおり)	0	
	町民判定人	結果	不要	【主なコメント】 ●この予算を別の事業に振り向けるべきと考える。 ●神奈川県内の施設介護者にかかる平均額は調査しているのか。寒川町が負担している額は他市町村に比べて高いのでは？また、70歳以上全員に負担する必要はないと考える。豊かな高齢者は、町が負担する必要はない。要介護4、5の在宅介護者に対し、この事業の効果は本当にあるのか疑問。 ●担当者も疑問に思いながら、この事業を継続してきたこと自体に不信感を覚える。
		不要	8	
		民間	0	
		国・県・広域	0	
		寒川町 (要改善)	1	
		寒川町 (現行どおり)	0	

町の方針	寒川町(要改善)
<p>・はり・灸・マッサージの施術効果は、医療費の減額等の数字として確認できるものではありませんが、高齢者及び在宅介護者の心身のリフレッシュ、並びに健康の保持・増進に役立つものと考え、継続しますが、高齢者の健康増進について、より効果的な方法を研究してまいります。</p> <p>・70歳以上の方への治療扶助は、24年度から対象者を後期高齢者医療の被保険者である75歳以上とし、長寿・健康増進事業等のために補助される後期高齢者医療制度事業補助金を財源とした事業に見直します。</p> <p>・要介護4・5の方を在宅介護している方への治療扶助は、対象者が180名のうち22年度の申請件数が4件と極小でしたが、昨年実施したアンケート調査では、「介護者自身の健康・体力・精神面において不安がある」という回答が約50%であり、在宅介護者の身体的労苦を軽減するため、継続すべきと判断しました。しかし、少数の利用者である原因は、周知不足によるものと考え、利用者への制度の周知の方法を今年度から見直します。</p> <p>・1施術当たり、500円を自己負担、2,500円を町が負担してきましたが、施術を受ける方により、必要な時間、内容が異なるため、定額制を廃止し、1施術当たり2,500円(町負担分)を超える額は自己負担とする助成の方法に見直します。なお、22年度から緊急財政対策により交付枚数を2枚としていましたが、24年度から交付枚数の増加について検討してまいります。</p>	